

さが出会いサポートセンター利用規定

平成28年4月1日制定

【会員の定義】

さが出会いサポートセンター会員（以下「会員」といいます）とは、さが出会いサポートセンター（以下「センター」といいます）が定める所定の手続きにより会員登録を行った個人をいいます。

【会員登録の有効期間】

会員登録の有効期間は、登録日から1年間です。

【会員登録内容】

（1）非開示項目

氏名、生年月日、現住所、電話番号、メールアドレス、勤務先、勤続年数

（2）開示項目

性別、年齢、居住地（都道府県まで）、身長、血液型、趣味、最終学歴、雇用形態、職業、職種、家族構成、婚歴、子どもの有無、扶養家族、年収、自己PR、顔写真

【会員登録内容の変更】

会員登録内容に変更が生じた場合は、速やかにセンターへご連絡ください。変更の内容によっては、公的書類等にて確認をさせていただきます。登録内容と実態が相違する場合、お引合せの際などに支障が生じることがありますので、速やかに手続きを行ってください。

【お相手検索からマッチングまで】

(1)お相手検索などセンターのご利用はすべて予約制です。また、お相手検索を行うことが出来るのは登録会員ご本人様のみです。必ずご予約のうえ、センターにお越し下さい。なお、予約時間は厳守にてお願いします。ご予約をキャンセルされる際は、必ずセンターへお電話にてご連絡ください。

(2)お相手検索の時間は、相談時間を含み45分間です。お引合せを希望する相手を検索用端末により、ご自身で検索していただきます。

(3)会員登録内容の開示項目は、会員以外には開示しません。なお、男性会員が閲覧できるのは女性会員の開示項目のみ、女性会員が閲覧できるのは男性会員の開示項目のみとします。

- (4) お相手検索の結果、センターのスタッフがあなたの選んだお相手とマッチングを行います。なお、一度マッチングを申し込んだお相手に、再度マッチングのお申し込みはできません。
- (5) 1回のお相手検索で、マッチングを希望するお相手を第3希望の方まで選ぶことができます。まず第1希望の方とマッチングを行い、お引合せの同意が得られなければ第2希望の方とマッチングを行う、といった流れで、順番にマッチングを行います。マッチングを希望する全ての方とお引合せが成立しなければ、新たにお相手検索をしていただくことができます。
- (6) マッチングは、あなたの会員登録内容の開示項目（写真を除く）を相手方に送付して行います。
- (7) マッチングの申込みを受けた会員は、7日以内にセンターまでお引合せ希望の有無を回答してください。7日以内に回答がない場合は、お引合せ希望がないものとさせていただきます。

【お引合せ】

- (1) マッチングのお相手から承諾の返事があれば、お引合せとなります。センターのスタッフがお引合せの日時の調整をします。原則、申し込みを受けた方が希望する場所で行います。
- (2) 指定された日時・場所を確認し、会員証を持参のうえ、予定時間の5分前にお越しください。
- (3) お引合せ時間は30分程度とします。
- (4) お引合せ当日は、トラブル防止のため、お互いの氏名や住所、電話番号、メールアドレスなどを絶対に相手に教えないでください。
- (5) お引合せ後、3日以内にお引き合わせの結果をセンターまで必ずご連絡ください。
- (6) 双方とも、もう一度会いたいという意思が確認された場合、センターからあらためて双方に相手方の連絡先をお伝えします。

【お引合せ等にかかる費用】

お引合せ当日は、引き合わせ費用として、500円が必要になります。お引合せを申し込んだ方が、当日同席したスタッフまたは、婚活サポーターに直接お支払いください。

【交際スタート】

- (1)お互いに連絡を取り合い、各自の責任において交際をスタートさせてください。交際開始後のトラブルにつきましては、当センターは一切の責任を負いません。
- (2)交際中の方の会員登録内容は非開示となり、お相手検索やマッチング申込等はできません。
- (3)交際開始後、スタッフが定期的に交際の状況等をお尋ねいたしますのでご回答ください。
- (4)交際を解消した場合は、必ず双方合意のうえでセンターにご連絡ください。

【退会・休会】

- (1)ご結婚が決まられた場合やその他の理由により退会される場合には、センターへ退会の旨をお申し出ください。
- (2)休会される場合は、センターへ休会の旨をご連絡ください。休会中は、会員登録内容は非開示となり、お相手検索を行うことはできません。なお、休会されても会員登録料の返還はありません。復会の際には、復会の旨をセンターまでご連絡ください。

【その他】

- (1)乱暴な言動や不当な行為をされる方のセンターへの入室及び入会は固くお断りします。
- (2)会員登録時又は登録後に、次のような行為が認められた場合には、登録をお断り又は登録を抹消するとともに、悪質な場合には法律に基づいた対処をすることもあります。
 - ①偽りその他不正な手段で入会したとき
 - ②センターのスタッフや婚活サポーター、お引合せの相手等に対して、誹謗中傷やストーーカー行為またはこれらに類する行為を行ったとき
 - ③センターからの照会や連絡に一切応じないとき
 - ④会員としてふさわしくない行為があったとき
 - ⑤その他センターの運営に重大な支障をきたす恐れがある場合